

憲法調査会基調発言レジュメ

民主党 松本剛明

1. 法治

- ☆ 法治=法律に準拠して行われる政治
- ☆ 政治は時代の要請に応えて事にあたらねばならないが、これを想定して法を定め、事にあたるには法の範囲で行うものであり、法を飛び越えて行われるべきでない。

2. 国際法から見たイラク戦争の大義

- ☆ 日本国憲法・9条は国連に集団安全保障を与件とし、国連憲章が構築しようとしている「国際社会の法治」の方向をめざすべき
- ☆ 自衛権の発動と国連の制裁以外の武力行使は認められない。
- ☆ 大量破壊兵器の脅威に基づく先制自衛について。

3. イラク自衛隊派遣

- ☆ 特措法「非戦闘地域」概念によることの限界。「後方支援」概念から続く線引きの無理。
- ☆ 合憲性は「武力の行使」概念からのみ判断されるのか？国連を中心とする国際協力は区別されないか？

4. 集団安全保障

- ☆ 民主党は、理想からかけ離れた部分もある国連の現実を直視ながら、活動の実践を通じて、憲章が規定する理想の姿に近づく道を選択すべきであると考える。(民主党憲法調査会報告)
- ☆ (国連軍)、多国籍軍、平和維持活動を含む集団安全保障活動に広く参加することは、現行憲法解釈では著しく困難であり、制度的枠組みの改革が必要。
- ☆ その方向としては、集団安全保障活動は9条の枠外と考える解釈、基本法制定(憲法との整理は必要だが)、憲法改正がある。

5. 集団的自衛権

- ☆ 日米安保は、現状のような非対称性をもつかたちをそのまま続けるべきか？
- ☆ 我が国の安全にとって、国連による集団安全保障を理想に近づけることをめざしつつも、将来東アジアを中心に安全保障の網を設けていくことは政策の選択肢とあるべきであると考えるが、その際に「集団的自衛権が行使できない」ことが我が国にとって選択の範囲を狭めたり、外交交渉上の足枷となるのではないか？
- ☆ 「我が国は国際法上有しているが、憲法上行使できない」とされるが、憲法上有するのか？ 有するとして行使できないことに論理的帰結としてなるのか。
- ☆ 我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解されるとして、集団的自衛権の行使は一律にその範囲を超えるのか？ 例えば弾道ミサイル防衛は専守防衛の精神に合致するが、全く集団的自衛権の行使にあたるかを検討しなくてよいか？